

## 公益社団法人日本図書館協会 会員の種類及び会費に関する規程

### (目的)

第1条 本規程は、公益社団法人日本図書館協会の定款第6条及び第8条並びに第54条第2項の規定により、この法人の会員及び会費について必要な事項を定める。

### (会員の種類と会費区分)

第2条 会費については、定款第6条に規定する会員の種類に応じて定めるものとし、会員の種類のうち正会員については、複数の会費区分を設定することができる。

### (正会員の会費区分)

第3条 正会員の種類は次のとおりである。

(1) 個人会員 この法人の目的に賛同して入会した個人

(2) 施設等会員 この法人の目的に賛同して入会した図書館の施設を有する法人又はその他の団体

第4条 前条第1号の個人会員については、A及びBの2種類の会費区分を設定し、個人会員にあつてはA会費を原則とする。ただし、非正規雇用又は無職である者は、自己申告によってB会費を選ぶことができる。

第5条 第3条第2号の施設等会員の種類は、施設会員と団体会員とする。

2 施設会員とは、図書館及び情報センター等である会員をいう。施設会員にあつては、自己申告によって、当該施設の規模等に応じて、AからCの会費区分を選ぶことができる。その場合の目安は次のとおりとする。

A会費：都道府県立図書館、市区町村立図書館中央館、中規模以上の大学図書館（学生数4000人以上）、及びそれらに相当する規模の情報センターなど

B会費：市区町村立図書館地域館、小規模大学図書館（学生数4000人未満）、及びそれらに相当する規模の情報センターなど

C会費：学校図書館、公民館図書室、及びそれらに相当する規模の情報センターなど

3 団体会員とは、市民団体（図書館友の会、読書会等）、地域図書館団体（都道府県・市区町村図書館協会等）及び図書館研究団体（学会、図書館研究会、大学書課程構成員グループ等）である会員をいう。団体会員については、会費区分は単一とする。

### (準会員の会費)

第6条 準会員とは、第3条第1号以外の者で、この法人の目的に賛同する個人のうち、自己申告によって、大学の学部第4年次までに相当する学年に在学する者をいう。準会員については、会費区分は単一とする。

### (賛助会員の会費)

第7条 賛助会員とは、この法人の事業を賛助するために入会した法人又は個人をいう。賛助会員の会費区分は単一とする。会費額は一口単位とし、何口でも加入できるものとする。

### (会費の額及び納入の時期)

第 8 条 会員が毎年納入すべき会費区分別の年会費の額は、別表 1 及び 2 のとおりとする。  
会員は、会費を毎会計年度の開始の日の前までに納入しなければならない。

2 前項に関わらず、理事長は、必要な場合には、会費納入の時期を別に指定することができる。

(途中入会)

第 9 条 会員が年度の途中から入会した場合の当該年度の会費については、入会の日が 4 月から 9 月末日までの場合は 1 年間分を、10 月 1 日から翌年 3 月末日までの場合は半年間分を納入するものとする。

(途中退会)

第 10 条 会員が年度の途中で退会した場合は、すでに納入した会費については、これを返還しない。

(会費区分による会員への特典)

第 11 条 会員は、会員の会費区分による会費の額に応じて、機関誌の複数部数送付、調査資料データの提供、研修会参加費用の減免等の特典を受けることができる。特典の詳細は理事会において別に定める。

(年会費滞納者への措置)

第 12 条 会費納入を怠った会員に対する処置は次のとおりとする。

- (1) 7 月末日までに当該年度の会費を納入しない場合には、翌月から機関誌の配布を保留するとともに、会員の便益を保留する。
- (2) 当該年度中に会費を納入しない場合は、定款第 11 条によって会員資格を喪失する。

(臨時会費)

第 13 条 本法人が臨時に資金を必要とするときは、代議員総会の決議を得て、臨時会費を徴収することができる。

(会費の使途)

第 14 条 この法人の会費の 50% 以上は、定款第 4 条第 1 項に規定する公益事業に使用するものとし、50% 未満をこの法人の運営等に使用することができるものとする。その比率は、理事会が決定する。

(規程の変更)

第 15 条 この規程の変更は、代議員総会の承認を得て、理事会が議決する。

附則 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日（平成 26 年 1 月 21 日）から施行する。

2 前項の規定にかかわらず、登記の日が年度の途中であって、その年度の会費をすでに納入している場合には、登記の日が属する年度の次の年度から適用する。

別表1 正会員及び準会員の年会費額

会員の種類			会費区分及び会費額（円）	
正会員	個人会員		A	9,000
			B	5,000
	施設等会員	施設会員	A	50,000
			B	37,000
			C	23,000
			団体会員	9,000
準会員			4,000	

別表2 賛助会員の年会費額

賛助会員 一口 10,000円